

平成26年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1 農地中間管理事業の推進状況について	1
2 (公財)三重県農林水産支援センターの方向性について (第3期中期計画について)	6 (別添1)
3 三重県農業農村整備計画(仮称)の策定に向けた検討について	
	8 (別添2)
4 鳥獣保護法の改正に伴う対応について	10
5 水源地域の森林の保全に関する取組について	14
6 海女漁業の振興について	22
7 平成おかげ参りプロジェクトの実施状況について	24
8 各種審議会等の審議状況の報告について	25

平成26年12月
農林水産部

1 農地中間管理事業の推進状況について

1 現状

(1) 農地中間管理事業の進捗状況

本年度からスタートした農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、規模縮小農家等出し手から農地を借り受け、公募により受け手となった扱い手に対して、まとまった形でできるだけ長く貸し付けることで、生産コストの低減を図り、効率的な農業経営を進め、農業生産性の向上を推進する制度です。

本県においては、第1回受け手公募を5月と7月に23市町、第2回公募を10月から11月にかけて農業振興地域を指定していない川越町を除く28市町で実施し、延べ人数で600名を超える応募がありました。扱い手の借り受け希望面積は延べ10,000haを超えています。

現在、市町・JA・機関等が出し手から提出される農用地貸付希望申出書を受け付け、扱い手の農地利用図等を基本に関係者間での話し合いを進め、農地貸借の準備を進めています。11月末現在、2市町で26.4ha（いなべ市：18.7ha、56人、99筆、多気町：7.7ha、15人、52筆）の農用地利用集積計画の公告が完了するとともに、新たに3市町で36.6ha（桑名市：28.6ha、153人、222筆、菰野町：1.1ha、2人、5筆、松阪市：6.9ha、17人、51筆）の農用地利用集積計画の公告も完了し、機関が中間管理権を取得する見込みです。

(2) 推進上の課題

扱い手や集落営農組織への農地集積・集約化、低コスト生産の実現、及び耕作放棄地の抑制など地域農業の諸課題を解決していくためには、農地中間管理事業の活用について、関係機関・地域が一体となって進めていくことが重要です。

このことから、

- ① 集落営農組織の法人化を通じた農地集積の進展、
- ② 効率的な農地の利用を進めるための扱い手ごとのゾーニング、
- ③ 扱い手が不足している地域における、企業参入も含めた扱い手の確保・育成等については、地域で十分議論できるよう、県・機関等が支援していく必要があります。

2 今後の対応方針等

(1) 今後の対応方針

本県での農地中間管理事業の円滑な推進に向けて、引き続き、関係機関の活動の活性化を進めるとともに、機関集積協力金の活用や経営所得安定対策・日本型直接支払制度など他の関連施策との連携・調整も含めた地域での農業者間の話し合いを進めます。

また、事業の波及効果を高めるために、

- ①事業の成果ともいえる重点地区を各地に創出するための支援
- ②農業参入を希望する企業等を対象とした企業向け相談活動や意向調査の実施等の取組を行っていきたいと考えます。

(2) 今後の予定

今後、県が農用地利用配分計画を認可・公告することで、12月末までに機構が取得した2市町26.4haの農地を扱い手に貸し付ける予定です。

さらに、年度内には2月と3月に農用地利用配分計画の認可・公告を予定しており、機構を通じた受け手への貸付について、合計で80ha～120haを見込んでいます。

農地を出してもらう場合の支援 (機構集積協力金)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

1 交付対象者

市町内の「地域」

人・農地プランのエリア内の地域
※「地域」とは、集落など、外縁
が明確である同一市町村内の区域

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上
が機構に貸し付けられていること
※毎年度一定時点で判断

3 交付単価

地域内の畠・樹園地を含む全農地
面積（農振地）のうち機構への貸
付割合に応じた単価を機構への貸
付面積に乗じた金額を交付

（用途は、地域農業の発展を図る
もので市町で決める）

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※26.27年度は上記の特別単価

（28.29年度は特別単価の3/4、
30年度は1/2）

出し手個人に対する支援

経営転換・リタイア する場合の支援 (経営転換協力金)

1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、
・経営転換する農業者
・リタイアする農業者
・農地の相続人

2 交付要件

・全農地（自作地）を10年以上機構に
貸し付け（農振地域外・10a未満・
機構が借り受けない農地を除く）、
かつ、
・機構から受け手に貸し付けられること
（1筆以上の転貸確認でよい）
（集落営農組織と特定農作業委託契
約を10年以上締結した場合も対象）
・遊休農地の所有者は、解消が必要

3 交付単価

0.5ha以下 : 30万円/戸

0.5ha超2ha以下 : 50万円/戸

2ha超 : 70万円/戸

農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地
又は、2筆以上が隣接等する農地
(交付対象農地)を、
・自ら耕作する農地を機構に貸し付
けた所有者

・所有者が農地を機構に貸し付けた
場合の当該農地の耕作者
※自作地の所有者自らが機構から借り受けた場合や機構に貸し付ける以前の利
用権者が再び機構から借り受けた場合
は、対象なりません

2 交付要件

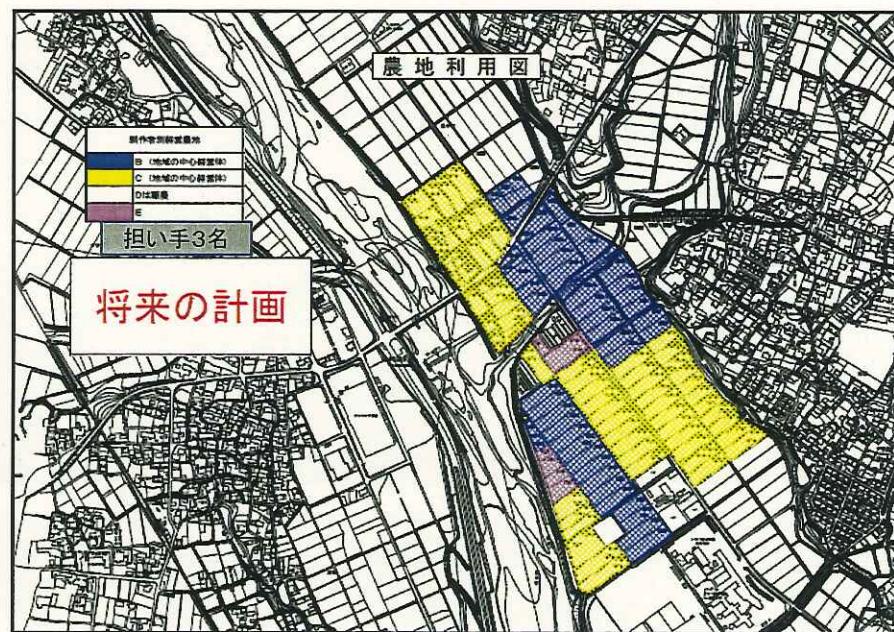
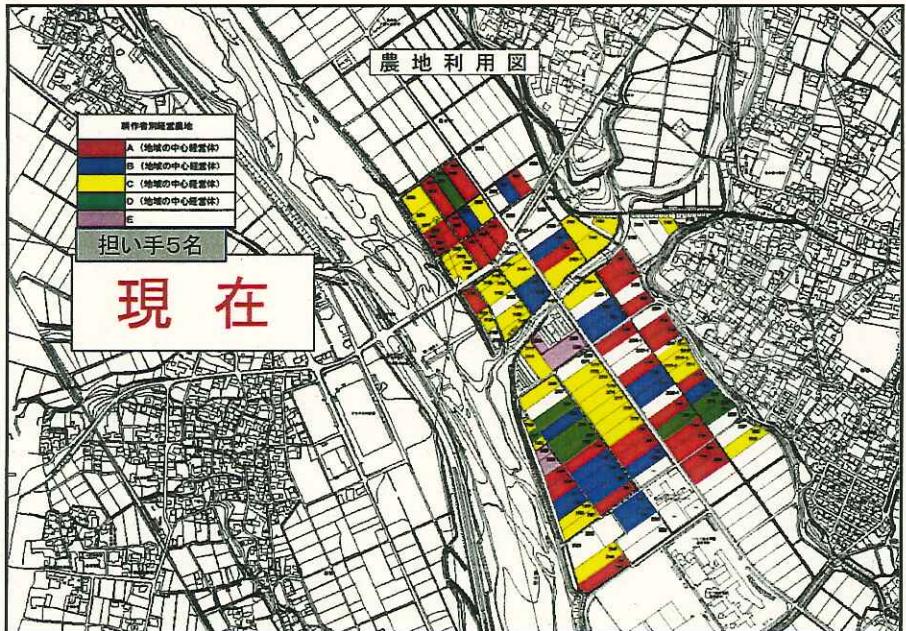
・交付対象農地を10年以上貸し付け、
・かつ、当該農地が機構から受け手
に貸し付けられること

3 交付単価

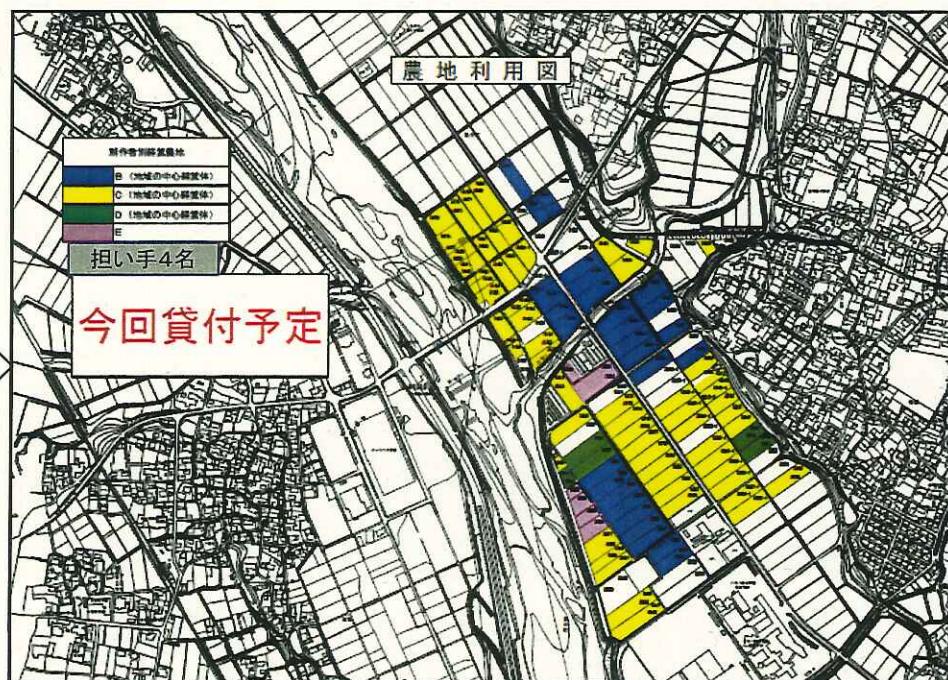
2万円/10a

※26.27年度は上記の特別単価
(28.29年度は1万円、30年度は5千円)

◎担い手が複数名存在している地域でのゾーニング事例



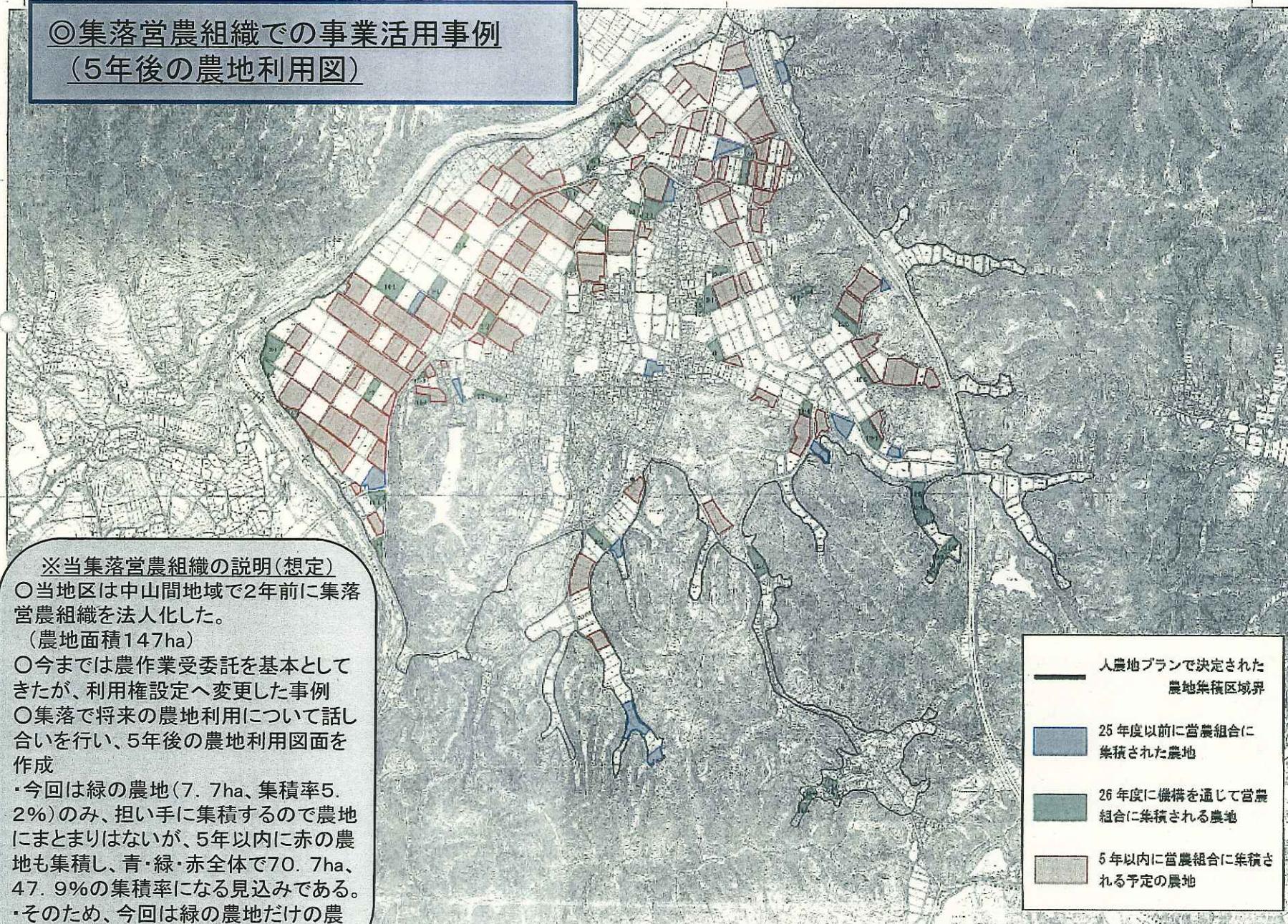
今回の配分計画



機関を通じた集積・集約化によって地域に交付される交付金の試算(想定)

- ・農地面積: 40ha
現在: 担い手5名
今回: 担い手4名に集積・集約化
将来: 担い手3名に集積・集約化
- ・今回の農地集積(機関集積)面積: 34ha
集積率: 85% ($34\text{ha} / 40\text{ha} \times 100$)
- 地域集積協力金: 1, 224万円
(積算) $34\text{ha} \times 36\text{千円(10a単価)} \times 10$
- 経営転換協力金: 150万円
(積算) 2ha超: 1名(70万円)、
0.5ha超1ha以下: 1名(50万円)、
0.5ha以下: 1名(30万円)
- 耕作者集積協力金: 120万円
(積算) 6ha × 20, 000円(10a単価)
- ◎合計: 1, 494万円

◎集落営農組織での事業活用事例
(5年後の農地利用図)



2 (公財)三重県農林水産支援センターの方向性について (第3期中期計画について)

1 現状

公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「支援センター」という。）は、平成13年4月の発足以来、農林漁業の担い手の育成・確保や農林漁業の経営安定及び経営の発展に向けた支援等に取り組んでいます。

しかし、収益事業の廃止や、基金運用利率の低迷、長期保有農地借入金などの影響により、経営が厳しい状況になったことから、平成17年度から、第1期中期計画（平成17～21年度）及び第2期中期計画（平成22～26年度）を策定して、運営継続が可能な財政基盤の確立のための経営改善に取り組んでいます。県も、施策を進めるために必要な業務を支援センターに委託することなどにより、財政面での支援を行っており、平成26年度末では、ほぼ計画どおりの進捗となる見込みです。

さらに、支援センターは、三重県外郭団体等改革方針に基づき法令等に位置付けられた業務に重点化することを基本として、業務推進及び組織体制の見直しも進めており、平成26年度からは、国の農政改革の柱の一つである農地中間管理事業を中核的な業務として、農地中間管理課の新設等組織体制の見直しを行ったところです。

2 今後の方向性（第3期中期計画（案））について

本県の農林漁業の現状や国・県の政策展開を踏まえると、支援センターには、これまで培ってきたスキルを生かし、「担い手の確保・育成」や「農地の集積・集約化」などの取り組みを着実に進める役割が求められています。

特に、今年度から始めた農地中間管理事業の実施を軌道に乗せていくためには、県内の多くの地域で受け手となる担い手が不足していることから、若者、企業の農業参入や集落営農の法人化など、農地の受け手となる新たな担い手の確保・育成に取り組んでいく必要があります。

また、組織運営にあたっては、経営改善の継続的な努力が求められていることと併せ、県の外郭団体等改革方針に基づく組織の見直しにも努めていく必要があります。

これらのこと踏まえ、支援センターでは本年度、今後の業務推進・組織運営の考え方を示す第3期中期計画の策定に取り組んでいます。計画策定にあたっては、中核事業となった農地中間管理事業の国による検証が事業開始から5年後を目途に行われることに合わせ、計画期間を平成27年度から30年度までの4年間としています。

内容は、次のとおり検討されているところです。

（1）業務推進の計画

県内農林漁業の置かれた状況を踏まえ、市町・農協・漁協・森林組合などの関係団体と連携を強化し、

ア 新規就業に関する情報発信、相談やアドバイスの実施、研修等就業環境整備への支援、就業・就職フェアの開催など、農林漁業の担い手の確保・育成に向けた支援

イ 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化の推進、集落営農組織や産地育成支援、機構特例事業による農地の売買支援など、農業の担い手の経営安定に向けた支援

ウ みえの安心食材表示制度の認定・審査業務や制度の普及・推進など、農林漁業者の経営発展に向けた支援

などの業務を実施することにより、国・県のめざす農林水産業の姿の実現に寄与する計画としています。

(2) 組織運営の計画

外郭団体等改革方針の考え方を踏まえた組織見直しに対応しながら、求められる業務を安定的に担っていくため、

ア 当面の間は、現在の3課体制と職員数を維持

イ 派遣職員の削減に努めつつ、削減に対応した職員を確保

ウ 職員の資質向上や能力開発に取り組み、組織力を維持・向上

等により、組織体制を維持します。

また、効率的・安定的な経営を実現するため、

エ 業務の効率的な実施や業務管理費の見直し・縮減に取り組み、経営を改善

オ 国費の適切な活用や県からの支援、事業収益の確保とともに、各種基金の適切な運用や計画的な取り崩しにより、必要な財源を確保

等により、引き続き、経営改善と財源確保を図っていく計画としています。

策定のスケジュールとしては、支援センターにおいて、理事会の審議を経て、26年度中には策定される予定です。

(参考) 今後の予定

・平成26年12月18日：評議員会

・平成27年3月11日：理事会

・平成27年3月19日：評議員会

3 三重県農業農村整備計画（仮称）の策定に向けた検討について

1 現状

三重県の農業及び農村を取り巻く情勢は、高齢化の進行や、農業生産力、農村活力の低下など厳しい状況に置かれています。また、食生活の変化や TPP 交渉の進展などにより、農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農業の構造改革を加速化させることとしています。

県においても、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を推進しながら、農地の有効利用や農業経営の効率化をさらに進めるために農地中間管理機構を設置するなど、農業及び農村に関する施策を推進しているところです。

また、農業基盤整備については、大規模経営に取り組む手や集落営農組織への農地集約を図るため、用水路のパイプライン化や場の大区画化による農業競争力の強化に向けた取組や、老朽化が進行し耐用年数以上の施設が4割を超える農業水利施設等の計画的な更新や長寿命化対策、近年多発している集中豪雨や近い将来に発生が危惧される大規模地震への備えなど、的確な対応が急務となっています。

2 検討の方向性

こうしたことを踏まえ、三重県の農業農村整備のめざすべき姿を明らかにし、農業及び農村の持続的な発展を支え、次世代につなぐ良好な農業基盤を総合的・計画的に整備していくために、おおむね10年を計画期間とする三重県農業農村整備計画（仮称）を策定したいと考えています。

3 農業農村整備計画の構成（案）

- (1) 農業農村整備計画策定の目的、計画期間
- (2) 三重県の農業及び農村をめぐる情勢
- (3) 三重県の農業農村整備の課題
- (4) 三重県の農業農村整備のめざすべき姿と整備方針
- (5) 基本事業と整備目標

4 今後の進め方とスケジュール

農業農村整備計画の策定にあたっては、県議会や市町、土地改良区をはじめ、有識者等の意見を聴取しながら検討を進め、本年度末に中間案として取りまとめたいと考えています。

また、本年度中に見直しが見込まれる「食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」など、国の施策の動向を注視するとともに、「みえ県民力ビジョン」や「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」との整合を図りつつ、平成27年度末を目指して農業農村整備計画の策定をしたいと考えています。

4 鳥獣保護法の改正に伴う対応について

1 鳥獣保護法の改正の概要

(1) 改正の必要性と経緯

ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化し、また、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にあることから、農林水産業被害等の軽減に向けて、鳥獣の捕獲等の一層の促進などが求められています。

このため、改正鳥獣保護法が、平成26年5月23日に成立、同年5月30日に公布されており、施行期日は平成27年5月29日となっています。

(2) 改正の主な内容

改正の主な内容は、次のとおりです。

事項	改正後	改正前
題名	鳥獣の保護及び <u>管理並びに</u> 狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
目的	①鳥獣の保護及び <u>管理を図るための事業を実施する</u> ②狩猟の適正化を図る	①鳥獣の保護を図るための事業を実施する ②狩猟の適正化を図る
定義	(新設) 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させること等 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させること等	規定なし
諸計画	①鳥獣保護管理事業計画 ②第一種特定鳥獣保護計画 ③第二種特定鳥獣管理計画	①鳥獣保護事業計画 ②特定鳥獣保護管理計画
新設された事業・制度等	①指定管理鳥獣捕獲等事業 環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県等が捕獲等事業を実施することができる ②認定鳥獣捕獲等事業者制度 鳥獣の捕獲等事業を実施する者は、安全管理体制等が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる	規定なし

2 条例、計画等の改正等

(1) 条例の改正案

法律の題名改正に伴い、次に掲げる条例の条文に記載された該当する法律名を、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、①三重県の事務処理の特例に関する条例においては、市町からの要望が多いことを踏まえて、県から市町へ移譲する有害捕獲許可権限に、メスイタチ及びハクビシンを追加する予定です。

①三重県の事務処理の特例に関する条例

シカやサルなど野生鳥獣の有害捕獲許可権限等の、県から市町への移譲に関する規定を規定しています。

②三重県手数料条例

狩猟免許試験等の申請手数料の徴収に関する規定を規定しています。

③三重県県税条例

狩猟税の徴収に関する規定を規定しています。

④三重県指定獣法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例

指定獣法禁止区域や鳥獣保護区の区域内に設置する標識の寸法に関することを規定しています。

(2) 鳥獣保護事業計画の改定等

鳥獣保護法の改正に伴い、第11次鳥獣保護事業計画の名称の改定等について、次のとおり行う予定です。

計画の区分	改正法施行後	改正法施行前
第11次鳥獣保護事業計画	<p>(名称) ① 第11次鳥獣保護管理事業計画【三重県】 (記載事項)</p> <p>② 第二種特定鳥獣管理計画に関すること</p> <p>③ (新規) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関すること</p>	<p>(名称) ① 第11次鳥獣保護事業計画【三重県】 (記載事項)</p> <p>② 特定鳥獣保護管理計画に関すること</p> <p>③ 規定なし</p>
特定鳥獣保護管理計画	<p>ニホンジカ</p> <p>(名称) ① 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)【三重県】 (記載事項)</p> <p>② (新規) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関すること</p>	<p>(名称) ① 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)【三重県】 (記載事項)</p> <p>② 規定なし</p>
	<p>イノシシ</p> <p>(名称) ① 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)【三重県】 (記載事項)</p> <p>② (新規) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関すること</p>	<p>(名称) ① 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)【三重県】 (記載事項)</p> <p>② 規定なし</p>
	<p>ニホンザル</p> <p>(名称) ① 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)【三重県】</p>	<p>(名称) ① 特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)【三重県】</p>

※本県においては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの3獣種について、増えすぎた生息数を適正な水準に減少させることなどを必要と認められるので、第一種特定鳥獣保護計画ではなく、第二種特定鳥獣管理計画として策定する予定です。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護法の改正により、生息数が著しく増加した野生鳥獣について、その生息数を適正な水準に減少させることなどを目的として、県による指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されました。

県による捕獲事業の実施場所については、「有害鳥獣等の捕獲が既に行われている場所以外で優先的に実施する」という旨の方向性が国から示されているだけです。

このため、現在、国・県・市町の役割を明確にするよう国に対して要望しているところであり、今後、国から新たな方向性等が示されれば、それらも踏まえて、市町や関係団体とも連携・協議し、役割分担を明確にしたうえで、例えば複数の市町にわたるため捕獲が進まない地域は県が分担するなど、より効果的な県事業の実施につなげていく必要があると考えています。

県といたしましては、県による捕獲事業と、市町が鳥獣被害防止特別措置法に基づき実施している有害鳥獣捕獲や、各地域での狩猟による捕獲とを適切に組み合わせていくことにより、増えすぎたニホンジカ等の生息数の減少に向けて、取り組んでいきたいと考えています。

3 今後の対応

条例の改正や計画の変更に向けたスケジュールは、次のとおりです。

(1) 条例

事 項	時 期
パブリックコメント開始	平成26年12月下旬
三重県議会へ提出（改正案）	平成27年定例会（2月定例月会議）

(2) 計画

事 項	時 期
パブリックコメント開始	平成26年12月下旬～
国・隣接県・県内市町への照会	
公聴会の開催	平成27年2月上旬
三重県議会常任委員会への説明（最終案）	平成27年3月上旬
三重県自然環境保全審議会への諮問	平成27年3月下旬

5 水源地域の森林の保全に関する取組について

1 経緯

平成 26 年 11 月現在、15 道県において制定されている、森林売買等を行う際の事前届出制度を柱とする条例の制定に向けて、本県においても平成 26 年 7 月から「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会」を設置し、これまで 4 回にわたり議論を進めてきました。

2 検討委員会での審議内容

第 2 回検討委員会では、委員の総意として、森林売買の事前届出制度については必要ということが合意され、第 3 回及び第 4 回検討委員会では「水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案について議論されました。

また、第 4 回検討委員会では、「水源地域の森林を保全するため、水源地域の森林の適正な管理を図るための措置等を定める条例が必要であり、その条例の骨子については「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案とするとの中間とりまとめがなされました。

3 「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案（参考 1）について

（骨子案の概要）

- ・ 地域森林計画対象森林のうち、水源かん養機能が高いとされる森林を水源地域に指定（指定は大字単位・民有林の 78% が対象）し、森林売買等の事前届出制度を導入する。
- ・ 水源地域のうち、特に保全する必要がある地域を特定水源地域に指定し、森林法に基づく保安林制度の活用や、必要に応じて市町、森林組合等による森林経営の受託または、森林の公有林化による公的な管理を促進し、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加を未然に防止する。
- ・ 県は、水源地域の保全に対する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

4 今後の対応

今後は、「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案について広く県民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施するとともに、市町への説明会を通じて市町との意見交換を実施します。

それらを通じて頂いた意見をふまえ、骨子案の修正及び検討委員会としての最終的なりまとめを行うため、平成 27 年 2 月頃を目途に第 5 回検討委員会を開催する予定です。検討委員会の議論および答申を踏まえ、県として水源地域の森林の保全が適切に行われるよう、引き続き条例の制定に向けて取り組んでまいります。

5 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成26年12月上旬～ 平成27年1月中旬	「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案についての意見募集（パブリックコメント）
平成26年12月中旬～ 平成27年1月中旬	「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案に関する市町との意見交換会の開催
平成26年2月	第5回検討委員会を開催 検討委員会としての最終的なとりまとめ
平成27年3月	環境生活農林水産常任委員会において検討委員会の最終報告を説明

「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子（案）について

三重県農林水産部森林・林業経営課

1 条例の目的

水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における森林の適正な管理を図るための措置等を定めることにより森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図る。

【解説】

- ・目的規定は、条例の立法目的を簡潔に表現し、題名とあわせて条例の達成しようとする目的を理解しやすくするために設けるもの。
- ・水源地域の森林の適正な管理を図るための措置等とは、6に規定する水源地域の保全に関する基本的施策及び、7に規定する水源地域内の土地取引に係る事前届出制度を指す。

2 定義

- (1) この条例において「水源地域」とは、「5 水源地域の指定」の規定により指定された地域をいう。
- (2) この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という）を有する者をいう。

【解説】

- ・定義規定は、この条例の中で用いられる用語を定義するもの。
- ・その他規則で定める権利とは、地役権、貸借権、使用貸借による権利とする。

3 基本理念

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、本県の豊かな森林の持つ水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

【解説】

- ・基本理念は、1に規定する目的を達成するため、行政、土地所有者等、事業者および全ての県民が共有する基本的な考え方を定めるもの。

4 関係者の責務等

- (1) 県は、水源地域の保全に関する施策を実施する。
- (2) 県民は、水源地域の保全に対する関心と理解を深め、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。
- (3) 土地所有者等および事業者は、水源地域における森林が水源の涵養機能を有することを深く認識し、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。
- (4) 県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求める。
- (5) 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、国に対し、水源地域の保全に関する必要な措置を講ずるように求める。

【解説】

- ・1の目的を達成するため、県、土地所有者等、事業者および全ての県民が果たすべき役割や連携協力等について定める規定。

5 水源地域及び特定水源地域の指定

- (1) 知事は、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源地域として指定することができる。
- (2) 知事は、水源地域のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るために保全する必要がある地域を、特定水源地域として指定することができる。
- (3) 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長の意見及び指定の要望の聴取、公告・縦覧等を行い、告示により水源地域及び特定水源地域を定める。

【解説】

- ・事前届出の対象となる地域を定める規定。
- ・水源地域及び特定水源地域の指定の考え方は別添の「三重県水源地域等の指定に関する基本指針（案）」による。
- ・条例の目的や土地所有者等への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域を県民にわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を「大字単位」で指定し、特定水源地域については、「林班単位」で指定する。

6 水源地域の保全に関する基本的施策

- (1) 県は、水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。
- (2) 県は、水源地域において、森林が有する水源の涵養機能の維持増進を図るために、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずる。
- (3) 県は、5項(2)に規定する特定水源地域において、森林法に基づく保安林制度の活用及び、必要に応じて地方公共団体その他規則で定める法人等による森林の公的な管理を促進するものとする。

【解説】

- ・水源地域の保全に関する基本的施策を定める規定。
- ・県は水源地域の水源の涵養機能の維持増進を図るために、制度の普及啓発を行うとともに、造林や間伐等の森林施業に必要な予算の確保に努める。
- ・特定水源地域においては、森林法に基づく保安林制度の活用や、必要に応じて市町、森林組合等による森林経営の受託または、森林の取得等による公的な管理を促進するものとする。
- ・公的な管理の具体的な例としては、県単森林環境創造事業や環境林整備事業など、森林所有者との協定に基づく森林整備や、市町等が行う公有林化を想定。

7 水源地域内の土地所有権等の移転等の事前届出制度

- (1) 水源地域内の土地所有者等（売主）は、土地売買等の契約の30日前までに、契約の当事者の氏名及び住所、契約に係る土地の利用目的等を知事に届け出なければならない。
- (2) (1)の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとする。

【解説】

- ・土地所有者等が、水源地域内の土地売買等の契約を締結しようとする場合の事前届出制度に関し必要な事項を定める規定。
- ・事前届出の期間については、土地所有者等への負担や、届出受理後の対応（現地調査、市町への意見照会、助言等）に必要な期間を考慮し、契約を締結する30日前とする。
- ・(2)のその他規則で定める場合とは、次に掲げる場合等を想定。
 - ①契約の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人である場合
 - ②非常災害に際し必要な応急措置の実施
 - ③電気事業者等が行う工作物の設置およびその管理

8 市町長への通知等

- (1) 知事は、7項(1)の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、届出に係る土地の利用に関し、関係市町の長に意見を求めることができる。

【解説】

- ・市町との情報共有や連携協力を図るため、届出があったときの市町への通知、意見聴取等について定める規定。

9 報告の徴収及び立入調査

- (1) 知事は、7項(1)の規定による届出をした者（以下、届出者という）に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、職員に届出に係る土地への立ち入り、調査又は関係者への質問をさせることができる。

【解説】

- ・水源地域内の土地取引等の情報を正確に把握するため、届出者からの報告の徴収や届出に係る届出情報の公開に関し必要な事項を定める規定。

10 助言

- (1) 知事は、届出者に対し、必要な助言をすることができる。
- (2) 助言を受けた届出者は、契約の当事者（買主）に助言の内容を伝達するものとする。
- (3) 知事は、契約の当事者（買主）に対し、直接助言を行うことができる。

【解説】

- ・水源地域を保全するためには、契約当事者に水源の涵養機能や森林の適正な管理の重要性、法令に基づく各種規制等について理解し、伝達して頂くことが重要であることから、そのための必要な助言について定める規定。

11 勧告・公表・罰則

- (1) 知事は、届出をしなかった者又は虚偽の届出等をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (2) 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。
- (3) 知事は、届出をしなかった者又は虚偽の届出等をした者に対し、5万円以下の過料に処する。

【解説】

- ・事前届出制度に関する義務違反を抑制するための勧告・公表・罰則について定める規定。

三重県水源地域等の指定に関する基本指針（案）

「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の規定に基づく水源地域等の指定に関する基本的な指針として、次のとおり定める。

1 水源地域の対象

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源地域として指定する。

2 水源地域の指定

水源地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

(1) 森林の機能別調査実施要領（23林整計第320号）に基づき水源涵養機能が高いとされた森林

条例の目的や県民への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域をわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源涵養機能が高いとされる森林を含む地域を、大字単位で指定する。

(2) 市町から要望があり知事が必要と認めた地域

水源地域は、個々の水源の状況など地域の実情に即して指定する必要があることから、市町から要望があり知事が必要と認めた地域を指定する。

なお、当該項目による水源地域指定は大字単位とする。

(3) 指定の除外

県は、(1)で示した地域のうち、市町から水源地域の指定をしない旨の意見があった地域については、水源地域に指定しない。

3 特定水源地域の指定

森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域（特定水源地域）の指定の考え方は、次のとおりとする。

(1) 水源地域のうち、下記(2)または(3)に該当するものとして、市町から要望があり知事が必要と認めた地域を指定する。

なお、当該項目による水源地域指定は林班単位とする。

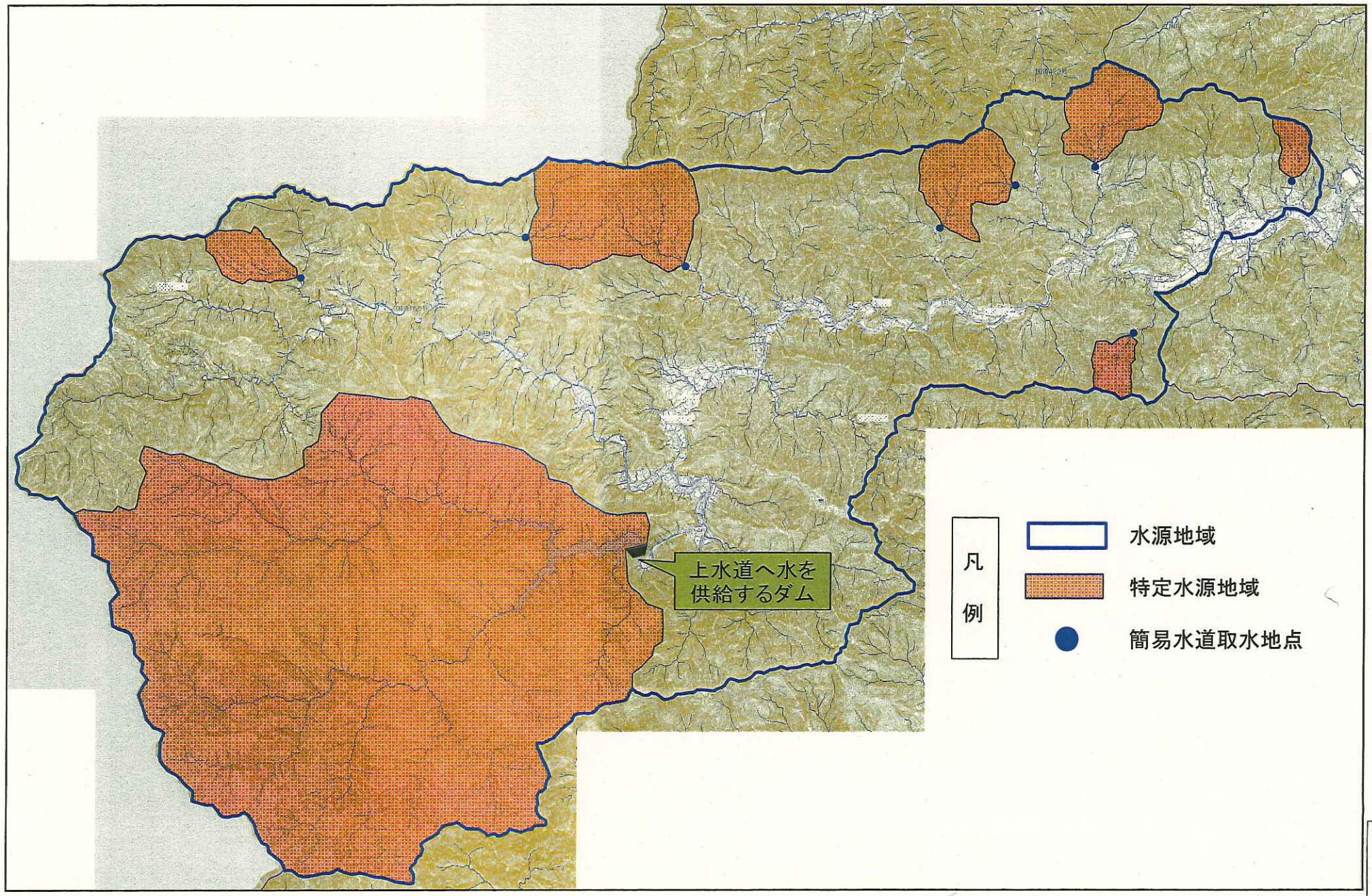
(2) 水源地域内において、公共用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則とする）として地表水を取水している地点から上流の集水区域

(3) 公共用水源として水道事業への水の供給を目的として設置されたダムの上流部の集水区域

※上水道への水の供給を目的に含むダム

（中里ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、君ヶ野ダム、滝川ダム、西米の川ダム、片田ダム、蓮ダム、神路ダム）

水源地域と特定水源地域のイメージ図



6 海女漁業の振興について

1 現状

海女漁業は、鳥羽志摩地域を代表する漁業の一つですが、他の漁業と同様に、高齢化や後継者不足等の状況にあります。「海の博物館」が実施した調査結果によれば、平成26年における海女の人数は、鳥羽市505人、志摩市256人の761人であり、平成22年の調査から4年間で212人減少しており、割合として22%減少になります。また、60歳以上の海女の割合が74%となるなど、海女漁業の存続が困難な状況になりつつあります。このように、海女が減少している背景には、海女にとって重要な漁獲資源であるアワビの減少に伴う収入の減少がその一因と考えています。

2 取組の概要と進捗状況

海女が生業として海女漁業を続けられるよう、海女の収入を平成30年に、平成25年の1.5倍にすることを目標とし、本年度から、アワビ等の漁獲物の増大対策や漁獲物の付加価値向上対策等、海女漁業の振興に係る取組を実施しているところです。

(1) アワビ等海女の漁獲物を増やす取組としては、

①高い放流効果が期待できるアワビ大型種苗の生産体制の構築を目指し、尾鷲栽培漁業センターにおいて、6月に1万個（3cm）の種苗を収容し、実証試験を進めています。目標の5cmとなる来春まで飼育を継続し、放流効果を確認するために標識を付けた上で放流する予定です。

②また、千葉県で成果を上げているコンクリート板によるアワビ放流漁場の造成に取り組み、9月に鳥羽市に450枚、志摩市に150枚設置しました。設置後、コンクリート板の安定性や周辺の環境変化の状況を調査するとともに、12月にはアワビ種苗を放流し、設置の効果などを把握していきます。

③さらに、アワビとともに海女の重要な収入源である赤ナマコの種苗生産に、三重県栽培漁業センター（浜島）において県内で初めて取り組み、種苗の生産に成功し、現在、12月の放流に向け、1万個を継続飼育しているところです。

(2) 漁獲物の付加価値向上の取組としては、鳥羽志摩の海女の漁獲物に付ける共通ブランド「海女もん」の商標登録とデザイン作成を行い、10月14日にオープンした「鳥羽マルシェ」等漁協直販施設において、「あらめ巻」などの「海女もん」商品の販売を行っています。

(3) 海女の後継者対策として、漁協による漁師塾の取組を支援しており、三重外湾漁協の畔志賀漁師塾（志摩市畔名、志島、甲賀）においては、海女になりたい若者12名（女性4名、男性8名）に対して漁業実習や、アワビなど貝類の資源管理とヒジキの増殖に関する研修を行っています。

3 今後の取組方針

引き続き、これらの取組を着実に推進することにより、海女の所得向上を図り、これまで守り伝えてきた伝統ある海女漁業を将来に継承していくよう、海女や漁協、市町等関係者の皆さんと連携しながら、海女漁業振興に努めて参ります。

海女漁業の振興について



図1 アワビ種苗大型化実証試験
(尾鷲栽培漁業センター)



図2 飼育中のアワビ種苗
(10月現在: 約4cm)



図3 海底に設置されたコンクリート板



図4 飼育中の赤ナマコ種苗
(10月現在: 約7mm)



図5 「海女もん」マークデザイン



図6 海女もん商品(神島あらめ巻)

7 平成おかげ参りプロジェクトの実施状況について

1 平成おかげ参りプロジェクト

神宮式年遷宮により全国からの注目が三重県に集まる機会を活かし、江戸時代の「おかげ参り」になぞらえて、県産品の販路拡大と県内誘客を図ることを目的に、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの間、全国の老舗百貨店 21 店舗において観光キャンペーンと合わせて物産展を開催しました。

2 結果概要

(1) 実施状況

①平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月

東京、岡山、新潟、愛知、沖縄、三重、大阪、兵庫、群馬、埼玉、福島、鹿児島、大分、京都の 15 百貨店において観光物産展を実施。

②平成 26 年 4 月から平成 26 年 9 月

山形、山梨、東京、埼玉、愛知、三重の 6 百貨店において観光物産展を実施。

③平成 26 年 10 月

伊勢市内で最終取組として「みえ食の逸品フェア 2014」に出展し、物産販売と観光情報発信を実施。

(2) 売上状況

①売上額

21 の百貨店での総売上額は、約 5 億 2,700 万円となっており、売上目標額の約 5 億 2,200 万円を上回っています。

②売上傾向

品目別では松阪牛などの牛肉弁当、海産物、和菓子、みかんなど三重県をイメージできる食品や真珠製品の売上は好調でしたが、他県産との差別化が難しい加工品の売上は伸びませんでした。

地域的には首都圏や三重県から離れた地方都市の百貨店での売上は好調でしたが、関西圏や中京圏の百貨店での売上は伸びませんでした。

(3) 観光 P R

三重県観光キャンペーンの一環として、神宮式年遷宮の写真展や式年遷宮にまつわるトークショーなどにより三重県の P R を行いました。



(物産展会場の様子)



(観光大使を囲んでのトークセッション)

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成 26 年 9 月 16 日～平成 26 年 11 月 20 日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会
2 開催年月日	平成 26 年 10 月 3 日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他 6 名
4 質問事項	1 水源地域の保全の在り方に関する事項について
5 調査審議結果	1 水源地域の保全に関する条例(仮称)の骨子案について 水源地域の保全に関する条例(仮称)の骨子案について、審議・ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成 26 年 10 月 22 日(水)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村直人 他 9 名
4 質問事項	1 みえ森と緑の県民税評価委員会の今後の進め方について 2 みえ森と緑の県民税基金事業の評価の考え方について 3 みえ森と緑の県民税及び基金事業の概要について
5 調査審議結果	1 みえ森と緑の県民税評価委員会の今後の進め方について みえ森と緑の県民税評価委員会の今後の進め方について説明し、ご意見等をいただきました。 2 みえ森と緑の県民税基金事業の評価の考え方について みえ森と緑の県民税基金事業の評価の考え方について説明し、ご意見等をいただきました。 3 みえ森と緑の県民税及び基金事業の概要について みえ森と緑の県民税及び基金事業の概要について説明しました。
6 備考	